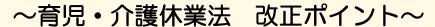
行政・労務便り





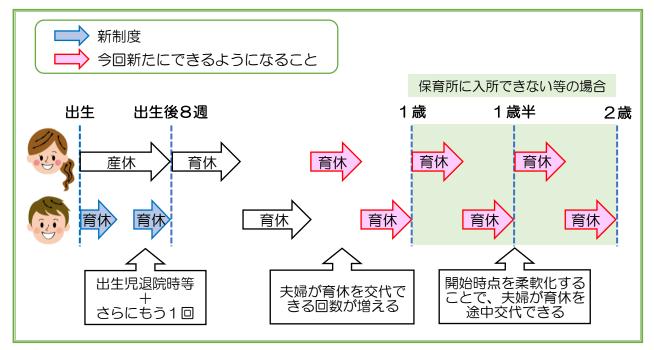
産後パパ育休(出生時育児休業)の創設()



対象期間/取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能
申し出期限	原則、休業の2週間前まで 雇用環境の整備などについて、法を上回る取組を労使協定で定め ている場合は、1ヶ月前までとすることができる
分割取得	2回まで分割して取得可能(2回分まとめて申請が必要)
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が個別に合意 した範囲で休業中に就業することができる(就業可能日数 に上限あり)

育児休業制度の変更 改正後の内容(

1歳までの育児休業	2回まで分割して取得可能(取得の際にそれぞれ申し出)
特に必要と認められる場合の1歳以降の育児休業	休業開始日の柔軟化 期間の途中で配偶者と交代して育児休業を開始できるようにする 観点から、配偶者の休業の終了予定日の翌日以前の日を、本人の 育児休業開始予定日とすることができる。
	特別な事情がある場合に限り再取得可能





令和4年10月1日までに就業規則の変更が必要です! 見直し等でご不明なことがありましたら、お気軽に ご相談下さい。